

訪問介護・第1号訪問事業

重要事項説明書

1. 事業所（法人）の概要

事業者（法人）の名称 株式会社ケアーズ

代表者役職氏名 代表取締役 根本 光

本社所在地 埼玉県川口市長藏 2-1-18 コモ・スクエア A号室

電話番号 電話 048-291-6670

法人設立年月日 平成26年12月24日

2. サービスを提供する事業所の概要

（1） 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問介護事業所ケアーズさいたま東浦和
事業所番号・第1号訪問事業番号	1176521050
サービスの種類	訪問介護・第1号訪問事業
所在地	〒336-0922 埼玉県さいたま市緑区大字大牧1218-33
通常の事業の実施地域	さいたま市・越谷市・川口市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2） 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者 サービス 提供責任者	実務者研修	1名		1名	介護従業者及び業務の管理、従業者に法令等の規定を遵守させるための指揮命令行います。
サービス 提供責任者	介護福祉士	1名		1名	訪問介護計画書の作成 サービス担当者会議への出席。訪問介護員の業務の実施状況の把握、研修技術指導。
訪問介護員	介護福祉士	1名		1名	訪問介護計画に基づき
	初任者研修	1名	1名	2名	訪問介護サービスを提供します。
合計		4名	1名	5名	

（3） 弊社が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-714-5029

受付日 月曜日から日曜日
受付時間 午前9時～午後6時
※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(4) サービス提供時間帯

	通常時間帯 午前9時～ 午後6時	早朝 午前6時～ 午前8時	夜間 午後6時～ 午後10時	深夜 午後10時～ 午前6時	備考
日～土	○	△	△	△	

- ① 時間帯により料金が異なります。
② △印のサービスの提供時間帯のご利用についてはご相談に応じます。

営業日・営業時間

月曜日～日曜日：午前9時～午後6時

3. サービスの内容

① 身体介護

利用者の身体に直接、接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともにを行う自立支援サービスを行います。(入浴介助(利用者の病状によっては2人介助)・清拭(足浴・手浴含む)・排泄介助・食事介助・服薬介助・通院・外出介助)

② 生活援助

家事を行うことが困難な場合に利用者に対して家事の援助を行います。

(調理、洗濯、買い物、掃除、薬の受け取り、衣類の整理)

③ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ヘルパーが行わなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為

(例：正月や節句などの特別な手間のかかる調理・車輪の清掃・ペットの世話・家屋の修理・大掃除・ガラス拭き・床のワックス掛け・草むしり・花木の水やり・家具の移動や模様替え)

4. 利用料金 その他の費用の額

① 利用料

介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割又は2割又は3割で、下記の通りです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(ア)訪問介護の利用料(1回につき)*地域区分別 1単位当たりの単価 11,05円 (3級地)

区分	1回あたりの所要時間	基本料金	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
身体介護	20分未満	1,801円	181円	361円	541円
身体介護	20分以上30分未満	2,696円	270円	540円	809円
	30分以上1時間未満	4,276円	428円	856円	1,283円
	1時間以上1時間30分未満	6,265円	627円	1,253円	1,880円
	1時間30分以上(30分増ずごとに)	906円を加算	91円を加算	182円を加算	272円を加算
	引き続き生活援助を加算する場合	718円を加算	72円を加算	144円を加算	216円を加算
	20分以上45分未満	1,979円	198円	396円	594円
生活援助	45分以上	2,431円	244円	487円	730円

*基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

*上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間を基準とします。

*やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。

(ウ)総合事業訪問型サービスの利用料(1カ月につき)

訪問型サービスI	1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月に12,994円 1割負担 1,300円 2割負担 2,599円 3割負担 3,899円
訪問型サービスII	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月に25,956円 1割負担 2,596円 2割負担 5,192円 3割負担 7,787円
訪問型サービスIII	1週間に3回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月に41,183円 1割負担 4,119円

		2割負担 8,237円 3割負担 12,355円
--	--	-----------------------------

【対象】事業対象者

(エ) 加算算定要件(第1号訪問事業も同様)

1 : **初回加算** : 訪問介護計画又は第1号訪問事業に係る計画（以下「訪問介護計画等」という。）を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問をした場合

(1か月に 1割 221円 / 2割 442円 / 3割 663円 / 10割 2,210円)

2 : **緊急時訪問介護加算(身体介護中心に限る)** : 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」という。）にない訪問介護(身体介護)を行った場合

(1回に 1割 111円 / 2割 221円 / 3割 332円 / 10割 1,105円)

なお、減額認定を受けている利用者の料金は異なりますので、詳しくは介護支援専門員または当事業所のサービス提供責任者にお問い合わせください。

3 : **特定事業所加算II** : 介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算です。**(要介護の方のみ算定)**

(1か月に 合計報酬に10%が上乗せされます)

4 : **介護職員等処遇改善加算I** : 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して介護報酬に加算されます。

(Iの場合 : 1か月に 合計報酬に 24.5%が上乗せされます)

(IIの場合 : 1か月に 合計報酬に 22.4%が上乗せされます)

(IIIの場合 : 1か月に 合計報酬に 18.2%が上乗せされます)

(IVの場合 : 1か月に 合計報酬に 14.5%が上乗せされます)

5 : **交通費** : 交通費前記(1)のサービスを提供する地域にお住いの方は無料です。

それ以外の地域にお住いの方は、訪問介護職員がお訪ねするための交通費の実費を頂きます。（自動車を利用の場合、通常の実施地域を超えた地点から片道5キロ未満 100円、片道5キロ以上 150円）

② : キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止とする場合、下記キャンセル料を頂く場合があります。

ア、ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合 : 無料

イ、ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合 : 当該料金の20%

ウ、ご利用の12時間前までにご連絡いただかなかった場合 : 当該料金の50%

エ、ご利用の時間までにご連絡がなかった場合：当該料金の 100%

③：その他

- ア お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。
- イ 料金の支払方法
- 毎月、10日前後に前月分の請求をいたしますので、当月末までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。
お支払い方法は、現金集金、となります。
- ウ まれに交通事情によりサービス時間が多少前後することがございます。
ご了承ください。
- エ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修することがございますのでご了承ください。
- オ お客様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしも御希望に添えない場合がございます。やむをえずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承ください。
- カ 誠に恐縮ではございますが、お茶お菓子などの心遣いはご遠慮下さい

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

- まずは、お電話でお申し込みください。弊社職員がお伺いします。
訪問介護計画等作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画等の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了
- 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
- お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終

了させていただく場合がございます。

6 弊社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- 1、安全・安楽・安心の介護
- 2、利用者の方が住み慣れた我が家で安心して暮らせるお手伝い

(2) サービス利用のために

事　項	有　無	備　考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	無	男性ヘルパーを希望される場合は、お申し出ください。
従業員への研修の実施	有	年3回 内部・外部研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
その他		

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名		
	連絡先		電話番号
ご家族	氏名		
	連絡先		電話番号

対応可能時間：月曜日～日曜日（午前9時～午後6時）

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、第1号介護予防支援事業を行う者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 秘密の保持

- ① 従業者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間および従業員でなくなった場合においてもその秘密を保持すべき旨をとの雇用契約の内容とします。
- ② 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の個人

情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についてあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で利用者の個人情報を用いません。

- ③ 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

10 サービス内容に関する苦情の対応

皆さまからの苦情を受け付けた場合は、次の手順で適切に対応し、ケアサービスの品質向上に努めて参ります。

- ①苦情の受付
- ②苦情内容の確認・苦情対応経過報告書記入
- ③管理者への報告
- ④ご利用者へ苦情解決に向けた対応の事前説明と同意
- ⑤苦情解決に向けた対応の実施
- ⑥再発防止、および改善の実施
- ⑦ご利用者へ結果報告と説明・同意
- ⑧事業所内での再発防止について再確認、周知徹底

訪問介護に関する相談・要望・苦情等は下記窓口までお申し出ください。

名称	訪問介護事業所ケアーズさいたま東浦和
担当	管理者・サービス担当責任者
電話	048-714-5029
FAX	048-714-5129
受付時間	午前9時～午後6時（月曜～日曜）

また、当事業所以外に市区町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会	電話 048-824-2568
さいたま市中央区役所高齢介護課	電話 048-840-6068
さいたま市大宮区役所高齢介護課	電話 048-646-3068
さいたま市桜区役所高齢介護課	電話 048-856-6178
さいたま市北区役所高齢介護課	電話 048-669-6068
さいたま市西区役所高齢介護課	電話 048-620-2668
さいたま市南区役所高齢介護課	電話 048-844-7178
さいたま市浦和区役所高齢介護課	電話 048-829-6153
さいたま市緑区役所高齢介護課	電話 048-712-1178
さいたま市見沼区役所高齢介護課	電話 048-681-6068
さいたま市岩槻区役所高齢介護課	電話 048-790-0169

川口市介護保険課	電話 048-259-7293
川口市長寿支援課	電話 048-259-7651
越谷市介護保険課	電話 048-963-9168

11 虐待防止の取り組み

虐待は、高齢者の尊厳保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼすため、事業所は虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・虐待防止の為の指針の整備
- ・虐待防止の為の研修会を定期的に実施
- ・虐待防止責任者の設置

■虐待防止担当者 訪問介護 管理者 曽合 きよ子
 ■虐待防止責任者 法人本部 代表 根本 光

12 感染症の予防及びまん延防止の取り組み

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底
- ・感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に実施

13 身体拘束等の適正化について

当事業所は、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、行動の制限を行いません。

前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置します。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 当該入所者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

14 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施

- 定期的に業務継続計画の見直しと変更

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

直近の実施日	
評価機関名称	
評価結果の開示	

指定訪問介護、指定第1号訪問事業の提供開始にあたり利用者に対して重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 埼玉県川口市長藏2-1-18 コモ・スクエア A号室

法人名 株式会社ケアーズ

代表取締役 根本 光 印

説明者

事業所名 訪問介護事業所ケアーズさいたま東浦和

氏名 印

私は事業者から重要な事項の説明をうけサービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印